

「広島平和バス委託業務」仕様書

1 実施日

令和8年8月5日（水）～6日（木） 1泊2日（ホテル1泊）

2 参加人数

最大26人

市内に住所を有する小学校5年生以上の者（ただし、小・中学生は保護者同伴）及び市職員2人を含む。ただし、平和記念式典の座席数等により、参加人数を変更又は中止する場合がある。

参加人数がキャンセル等のため26人未満に減少した場合は、減少した人数分の精算をするものとする。

3 添乗員等

添乗員、運転手及び客室乗務員

4 行程

別紙のとおり

（ただし、時間・経路等は、市と委託業者双方協議のうえ、随時調整するものとする。）

5 使用交通機関

大型観光バス1台（リクライニング可能な40席以上の座席及びトイレ付きの車両又は同等以上の装備を有したものの。）

6 宿泊施設

広島市周辺のシティホテルで前回まで宿泊のHOTEL KAMOや宮島コーラルホテルやベッセルホテル東広島と同等以上とするが、平和記念公園（広島市中区中島町）に出来る限り近い宿泊施設が望ましい。

宿泊部屋は、シングル又はツインルームを使用する。原則として単独参加者はシングルルーム、2名参加者はツインルームとする（内訳は7月中に指示）。

7 業務内容

（1）観光バス・宿泊施設・支払等一式

貸切バスについては、国土交通省物流・自動車局の定める「輸送の安全を確保するための貸切バス 選定・利用ガイドライン」（平成24年6月29日制定、令和7年9月25日最終改正）に沿ったものであること。また、国土交通省の定める貸切バス運賃・料金制度に基づいた事業者を選定し、運賃・料金の積算を別紙にて用意すること。

（2）食事の手配・支払及び参加者への説明等一式

5日昼食 市価2,500円程度（税込）

5日夕食 宿泊施設内 ワンドリンク付 宿泊代に含む（税・サービス料込）

6日朝食 平和記念公園に向かう途中で朝食（お茶付）＝市価1,000円程度（税込）

6日昼食 広島市内＝市価2,500円程度（税込）

（3）旅行傷害保険に係る手続・支払等一式

死亡・後遺傷害 1,288万円以上

入院保険金日額 6,350円以上

通院保険金日額 4,000円以上

賠償責任 1,000万円以上（免責額0円）

携行品損害 5万円以上（免責額3,000円以内）

救援者費用 30万円以上

(4) 各行程での案内・支払等一式

広島平和記念資料館（観覧料免除申請予定）への入館手配、おりづるタワー（有料）への入館手配（入館料含む）、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館、原爆ドーム等への誘導案内及び入館手続、広島平和記念資料館の開催する被爆体験講話(無料)に参加する際の随行、集合時間等の参加者への連絡業務を含む。

(5) 個人献花用（参加者1人につき白菊1本）花の調達及び参加者への配布

(6) 参加者（市職員を含む）への配布物

キャップ（帽子＝オレンジ等目立つ色のもの）、団扇、凍らせた500mlペットボトルお茶、名札（吊下げタイプ）の作成（ただし、返却は不要とする。）

(7) バス運転手及び客室乗務員への各現場での指示及び連絡調整

(8) バスの座席の指定及び案内

バス乗車口に大きく掲示すること。

(9) その他事業の円滑な実施に係る各種業務

(10) 添乗員は、市職員および参加者との連絡用に携帯電話を用意すること。

(11) 業務の遂行にあたっては、道路交通法その他の関係法令を遵守すること。

※ 旅行傷害保険含むすべての費用は帰着後に精算するものとする。

8 取消料等の精算

出発日の当日、または、直前における参加者からのキャンセル申し出により、参加人数が減少し、宿泊施設取消料及び準備に要した経費が生じた場合、または、悪天候等の自然災害により、参加者の安全が確保できない場合において、やむを得ず主催者の判断により事業を中止した場合は、委託金の精算時において収支精算報告書に算定根拠を明記し、和歌山市に請求するものとする。その場合の甲が乙に支払うキャンセル料は双方協議して定める。

平和記念式典の自治体席が設けられない場合の中止、または、自然災害の発生や感染症の流行などやむを得ない事由により業務を中止する場合は、業務日の15日前までに連絡を行うものとする。なお、業務日の15日前までに中止となった場合、キャンセル料は発生しないものとする。

9 その他

(1) 熱中症及び感染症の予防対策を講じること。

(2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

「広島平和バス委託業務」の行程について

(1) 8月5日(水)

和歌山市役所北玄関前集合(午前6時30分)

和歌山市役所出発(午前6時45分)

昼食 広島市周辺

広島市到着(午後2時頃)

広島平和記念資料館・原爆ドーム・おりづるタワー・国立広島原爆死没者追悼平和祈念館見学

宿泊先に到着(午後6時00分頃)

※ バス移動中は途中数回トイレ休憩を入れる。

(2) 8月6日(木)

市職員・参加者 ホテル出発(午前5時10分)

朝食(平和記念資料館前に到着するまでの間)

平和記念資料館前(午前6時40分頃到着)

- ・原爆死没者慰霊碑への献花
- ・受付後、席に案内される。
- ・原爆死没者慰霊式・平和祈念式参列(午前8時00分～午前8時45分)
- ・広島平和記念資料館主催の被爆体験講話(無料)に参加
- ・記念撮影(元安橋周辺)

広島平和記念公園出発(午前10時30分)

昼食(広島市内)

和歌山市へ向かう

上記の行程を基に道路状況を考慮の上、参加者の安全を第一として業務を実施すること。

○ 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

令和 年 月 日

実績報告書

和歌山市長 尾花 正啓 様

(会社名)

令和 年 月 日をもって委託業務を完了したので、別紙精算様式のとおり収支精算報告書を添えて報告します。

収支精算報告書

(精算様式)

項目	積算額			精算額			差引額
	人員	単価	金額	人員	単価	金額	
1 運賃							
観光バス借上げ料							
有料道路料金等							
乗務員経費							
小計							
2 宿泊料							
宿泊料							
キャンセル料							
小計							
3 食事代金							
昼食(1日目)							
夕食(1日目)							
朝食(2日目)							
昼食(2日目)							
小計							
4 慰霊碑献花経費							
個人用献花(白菊)代							
小計							
5 諸経費							
国内旅行傷害保険							
入場料(平和記念資料館)							
添乗員経費							
タクシー運賃							
参加者配布物(キャップ・冷却パック・名札)経費							
小計							
契約金額							

※ただし、月 日申し出のキャンセル料については、当社の受注型企画旅行約款に基づき**%とする。

広島平和バス委託業務契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は別紙仕様書に示す「広島平和バス」の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約日から同年8月20日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金等）

第4条 委託金の額は、円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定により精算した後の金額が前項に規定する金額に満たない場合にあつては当該精算後の金額をもって委託金の額とし、当該精算後の金額が同項に規定する金額を超える場合にあつては同項に規定する金額をもって委託金の額とする。

（報告書の提出）

第5条 乙は、委託業務終了後、実績報告書及び収支精算報告書を甲に提出するものとする。

（精算）

第6条 甲は、前条の実績報告書及び収支精算報告書の内容を審査し、委託金を精算するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又義務を第三者に譲渡等により承継をさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（契約内容の変更）

第8条 甲は、必要がある場合は、この契約の内容の一部を変更し、またはその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対して書面により通知するものとし、第4条に規定する契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に際し第三者に及ぼした損害は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

（損害賠償）

第10条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由により、債務を履行しないときは、損害賠償を請求することができる。

(委託金の支払)

第11条 乙は、委託業務完了後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払うものとする。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(損害賠償金等の徴収)

第12条 甲は、乙が損害賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第13条 乙は、委託業務の履行に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が、委託業務の履行に際し知り得た秘密を漏らさないように指導しなければならない。

3 乙は、委託業務に従事した者が、委託業務の履行に際し知り得た秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第14条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取り扱いをしていると認めたときは、乙の氏名及び住所並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第15条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
 - 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後その事由に該当した場合も

同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(補則)

第18条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。